

◇資格喪失された方の年金資産について

確定拠出年金法施行令が平成 30 年 5 月 1 日に改正施行されることに伴い、企業型年金加入者が資格を喪失した場合には、企業型 DC の資産は次のような扱いとなります。

I. 企業型 DC の資格を喪失した場合、資格喪失日の属する月の翌月から起算して 6 月以内に資格喪失者が申出ること、今まで運用してきた企業型 DC の資産（事業主返還がある場合はその額を除く）を、次の制度に持ち運ぶことができます。

転職先の企業型 DC

転職先の DB

- ※ DB 規約によって、移換できないことがあります。
- ※ DB 規約によっては DC の加入者期間の一部しか DB の加入者期間に算入できないことがあります。
- ※ DB に移換する DC の資産に加入者掛金を含む場合も、DB への移換は本人拠出相当額とはならず、給付時に課税対象となります。

個人型の DC

II. 上記 I. の申出が資格喪失日の属する月の翌月から起算して 6 月以内に行われなかったときは、次のように自動移換されます。

① 転職先の企業型 DC 加入者 ⇒ 転職先の企業型 DC

上記①ではない方で、

② 個人型 DC の加入者若しくは運用指図者 ⇒ 個人型 DC

③ 上記①②以外の場合 ⇒ 国民年金基金連合会に自動移換

※ 連合会移換者である間、当該個人別管理資産は運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされます。

※ 連合会移換者である期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があります。

※ 連合会移換者が、転職先の DB の加入資格を得たときは、DB 規約によっては DB への移換が可能です。

※ 当資料につきご不明な点がございましたら、ダイワ年金クラブ・コールセンターまでお問い合わせ願います。